**学校保健安全法施行規則の一部改正に伴う**

**定期健康診断のガイドライン（暫定版）**

スポーツ健康課

平成２７年１２月２１日

**１　変更の要点**

1. 測定項目の変更

①　座高・寄生虫卵の有無の検査を必須項目から削除。

②　四肢の状態を追加。

1. 保健調査の実施頻度の向上

「小学校入学時及び必要と認めるときに実施」から「小・中・高等学校においては全学年で実施」に変更

1. 改正に係る留意事項

①　身長曲線・体重曲線の積極的な活用（子供の健康管理プログラム）

②　「児童、生徒、学生、幼児及び職員の健康診断の方法及び技術的基準の補足的事項」の改定

（平成２７年９月１８日付けス号外）

③　「児童生徒等の健康診断マニュアル」の改定

**２　具体の対応策**

1. 健康診断票の様式について

①　新入生分の健康診断票は新様式例を参考として作成（様式参考例の電子データをスポーツ健康課ＨＰに掲載）。

②　在校生の健康診断票は、次のとおりとする。

　・「座高」、「寄生虫卵」については変更しない。

・「脊柱・胸郭」欄については、「脊柱・胸郭・四肢」と変更する。変更の方法については、見え消し修正・シール修正・欄外に補足等で対応。

1. 座高・寄生虫卵の検査

①　基本的に行わない。

②　在校生分の健康診断票の当該欄は、「空欄」のままとする。（正常の場合の「＼」と区別することに留意）

1. 定期健康診断における「脊柱・胸郭・四肢の状態」の検査

①　準備：保護者が事前調査の際に参考にできる資料を提示（保健調査票様式例のＰ４参照）。

保護者提出の保健調査票の記載内容、日常の健康観察等の情報を事前整理

学校医（内科校医）と事前に打ち合わせを行う。

②　方法：内科校医は、養護教諭から提供された情報を参考に該当生徒に対して検査を実施

③　判定：異常等が疑われる場合には専門医の受診を勧め、その結果所見がある場合は記入

（４）保健調査の毎学年実施の義務づけ

趣　旨

保健調査票の活用により、家庭や地域における児童生徒の生活の実態を把握し、学校における日常観察を行うことで健康診断を的確かつ円滑に実施する。

また、これらに加え、新体力テストの結果を健康診断の結果と併せて活用することにより児童生徒の保健管理及び保健指導を適切に行う必要がある。

①　様式については、転校等による大きな変動を避けるため、マニュアルＰ１４～１７に示された項目での調査を原則とするが、地域や学校の実態に即し、内容・項目の精選は可とする。その際、学校医・学校歯科医等の指導助言を得て作成する。（高等学校においては、結核関係の質問は削除可とする）

なお、従前から保健調査を毎年実施していた学校においては、従前様式の継続使用を可とする。（スポーツ健康課ＨＰに電子データを掲載 → 「入学の手引」の参考に）

②　従前から児童生徒の健康意識を高め、保護者との情報交換を図るために「健康カード」を作成していた学校が多いと思うが、保健調査票は、これと同様に「児童生徒が所有する個人データを学校が一時的に保管している」という性質のものと考えられることから、卒業後、児童生徒に返却可能である。

　　しかし、児童生徒の保健管理及び保健指導を適切に行うため、保健調査票は小学校から中学校へ申し送りして継続使用することが望ましい。

（５）児童生徒の身長曲線・体重曲線等の活用

マニュアル付録のＣＤ-ＲＯＭを活用するためには、児童生徒の身長と体重を電子データ化する必要がある。

①　このＣＤ-ＲＯＭを積極的活用し、成長曲線・肥満度曲線を描くことで児童生徒等の発育を評価する。病的状態の可能性の高いグループ（マニュアルＰ２５の２・４・５・７・９）については、内科校医に相談し、必要な場合は受診を勧める。高校においては、成長曲線を描かなくともよいが、肥満度を算出し、必要な生徒については肥満度曲線等を活用する。

②　法定帳簿である健康診断票の記載事項（身長・体重）を電子化するのであるから、その作成は学校長の指示により行うこととし、保管方法・保管場所等には十分留意する。（県の情報セキュリティーポリシーにおいては、上記の対応が可能）

③　公立小・中学校においては、各市町村の情報セキュリティーポリシーに従う必要があるため、電子化をする前に所管教育委員会への事前確認が必要。

④　小学校から中学校への電子データの送付については、ネットによる送信は不可。パスワードをかけたＣＤ-ＲＯＭ等を直接持参するものとする。（学区内小→中のみ対応）

⑤　中学校から高等学校への電子データの送付は行わない。

⑥　他の保健ソフトを利用しても構わないが、中学校へデータを送付する場合には、スポーツ健康課ＨＰに掲載する様式（エクセル）で作成したものを用いる。

（６）色覚の検査：マニュアルＰ５７～６０を参考に実施。

①　児童生徒等が自身の色覚の特性を知らないまま不利益を受けることのないよう、希望者には適切な時期に検査が受けられるような体制を整える必要がある。

②　小学校１年生のときから、色覚検査や相談に応じられる体制があることを学校だより・保健だより・文書等により、保護者に周知することが望まれる。

③　希望者については、事前に本人・保護者の同意を得て、検査者の姿や声がほかの児童生徒等に見えたり、聞こえたりしない場所を選んで検査を行う。

④　色覚異常の疑いがある場合は、保護者に厳封した封書で伝えるなど、プライバシーに十分配慮すること。